

# アマチュア無線局の免許申請書類の記載例（工事設計書）

本機は技術基準適合証明を受けた無線機です。

技術基準適合証明ラベルの例

**1：改造や付加装置なしで本機だけを申請する場合**

オンラインの「総務省 電波利用 電子申請・届出システム Lite」をご利用になるか、「総務省 電波利用ホームページ アマチュア局 推奨手続様式」で検索して書類をダウンロードしてください。無線機本体側面に貼り付けられた右図のような技術基準適合証明ラベル



に印字された技適番号（認証番号）を「アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特別様式）」の「16 工事設計書」に記入、その他の必要事項も書き方見本を参考にして記入してください。番号は必ず申請に使用する無線機本体のものをご確認ください。書き方の見本は前述の総務省 HP に掲載されています。

16 工 事 設 計 書	第 送信機	適合表示無線設備の番号	ここに技適番号を記入します
	第 送信機	適合表示無線設備の番号	
	第 送信機	適合表示無線設備の番号	
	第 送信機	適合表示無線設備の番号	下記の※と共通です。 チェックを入れます。
	第 送信機	適合表示無線設備の番号	
	その他の工事設計		<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第 3 章に規定する条件に合致する。

**2：付属装置（別売のデジタルユニット EJ-47U）などや付加装置（リアアンブなど）を接続する場合**「技適機種の一部改造」として（一社）日本アマチュア無線振興協会 / JARD、または TSS（株）保証事業部の基本保証を受ける必要があります。オンラインでも申請できますが、手続きの方法は保証機関にお尋ねください。

EJ-47U を装着したときの、「(免許規則・別表第二号の三第 3) アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式」の「15 工事設計書」欄の記載内容は以下の通りです。

- 変更の種類：初めての申請であれば「増設」にチェックします。
- 適合表示無線設備の番号：技適番号を記入します。
- 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲： F2D/F1E/F3E 144MHz/430MHz、と記入します。
- 変調方式コード： FM/GMSK、と記入します。
- 終段管： RA60H1317M1 × 1(144MHz)/RA60H3847M1 × 1(430MHz)、と記入します。
- 電圧： DC13.8V、と記入します。
- 定格出力：機種に合わせて DR-735D は 20W、DR-735H は 50W と記入します。
- 送信空中線の型式：50W 以下の移動する局は記載を省略できます（空欄）。
- 周波数測定装置の有無：本機のように 28MHz 以上の申請だけであれば、周波数測定装置は不要で記載も省略できます。
- 添付図面：送信機系統図、にチェックを入れて、本書に掲載の該当するほうの系統図をコピーして添付します。

※その他の工事設計：自分の無線設備の安全と電波の質についての宣誓です。チェックを入れます。詳しくはインターネットで「電波法第三章」と検索すれば条文が読めます。

**【お願い】**

申請の仕方や書類の書き方自体についてのご質問は、管轄の総合通信局または保証業務をされている団体、会社にお問い合わせください。

一般財団法人 日本アマチュア無線振興協会（JARD） JARD 保証事業センター

<https://www.jard.or.jp/warranty>

TSS 株式会社保証事業部

<http://tsscom.co.jp/tss/>